

## 人にに関する事項

25 ↗  
26

### 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎に立ち入る者の手指消毒等・畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

今まで勉強した  
汚染防止対策で本当に全て防ぐことができるのかな・・・。

100%防ぐことは難しい。

だから、衛生管理区域内でも病原体が存在している可能性があることを前提に、判断・行動することが大切なんだ。

例えば、畜舎に入る時も、  
手指を洗って消毒すること。

手指が汚れていると、消毒効果が十分でなくなることもある。手指を洗って、畜舎専用の手袋を着用すれば消毒しなくともいいけれど、

手袋はしっかりと洗濯しようね。

消毒効果を十分に得るために、

消毒の前に手を洗浄し**有機物等を除去**すること！

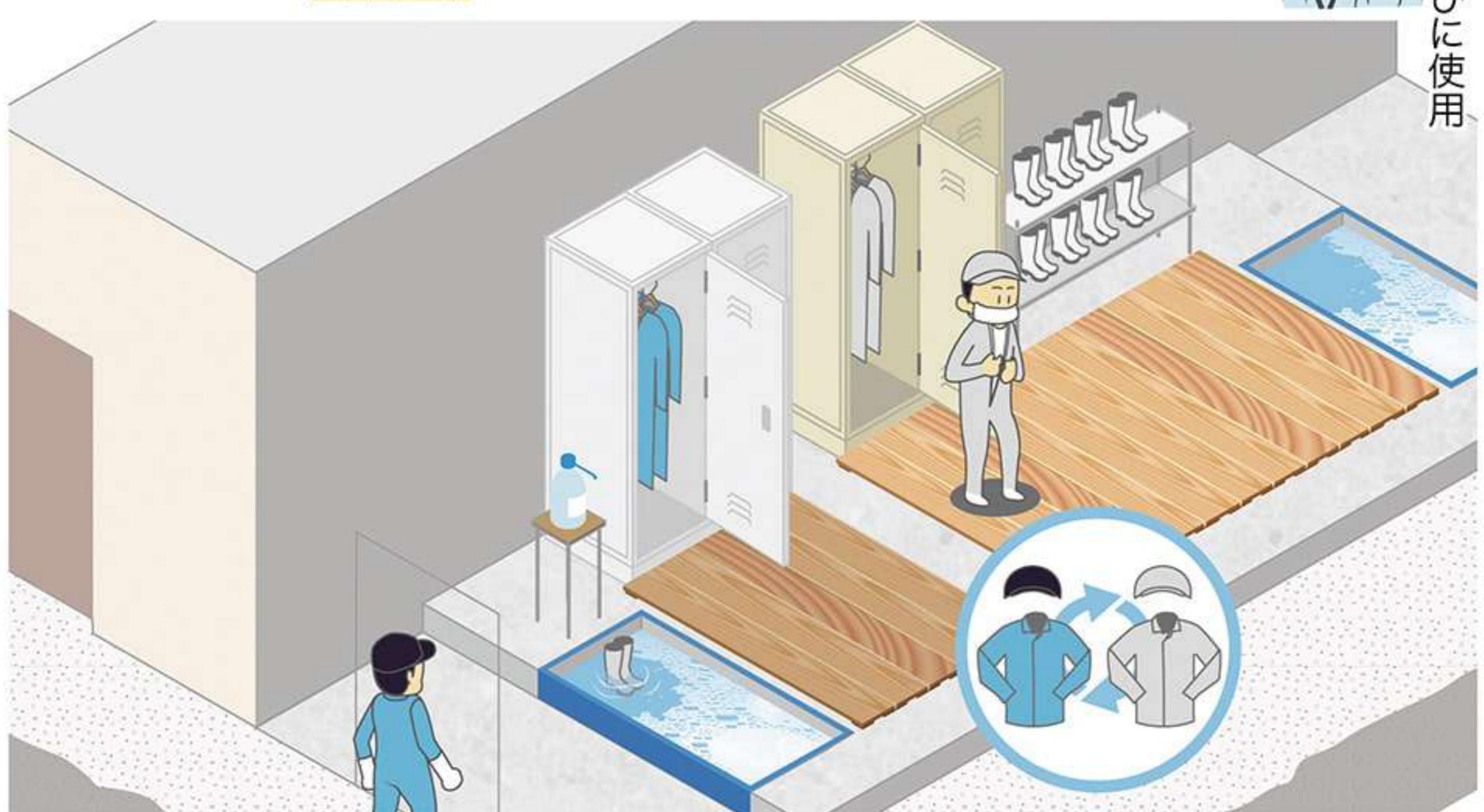
畜舎から出るときも  
忘れずにね。

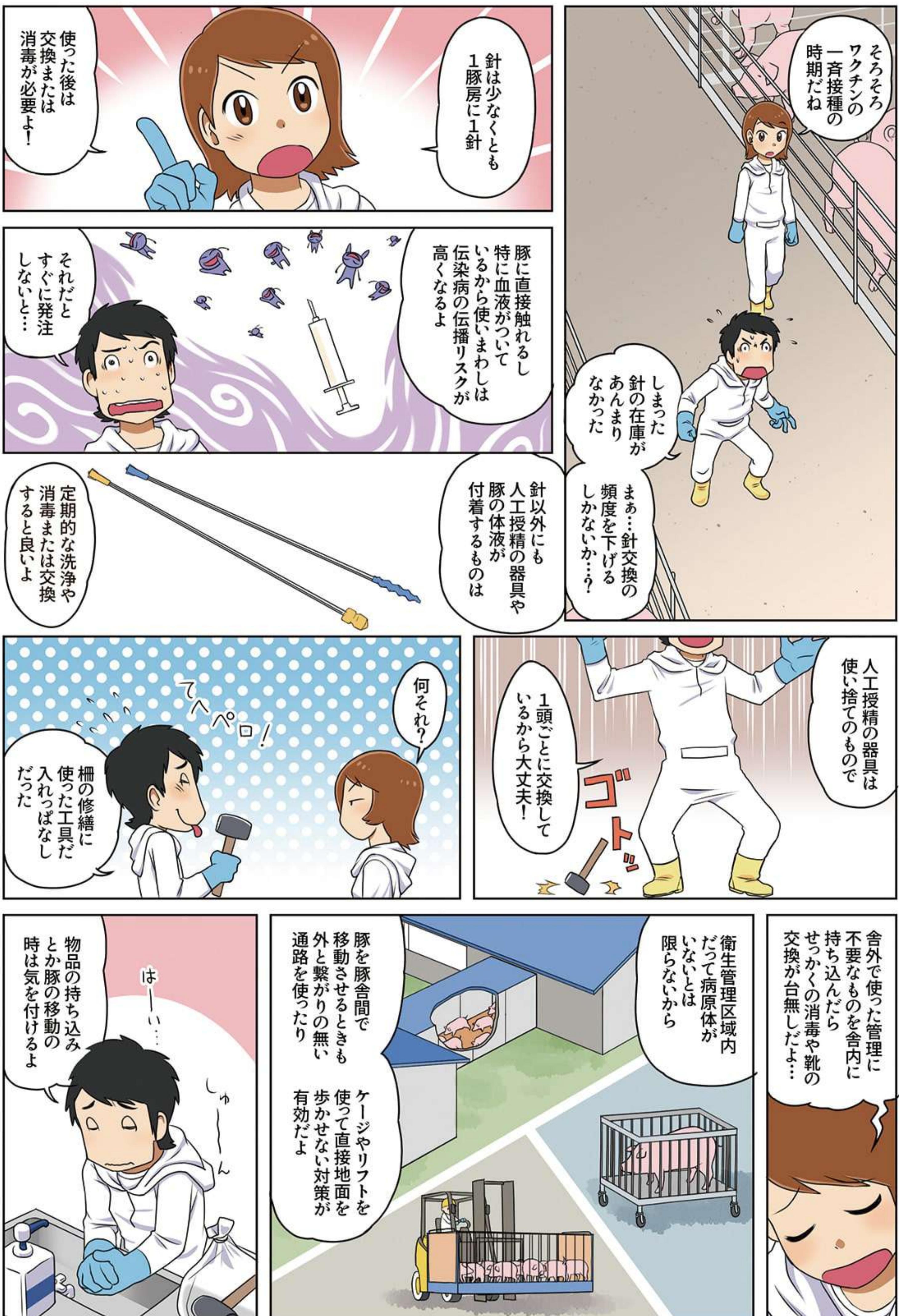


畜舎に入る人に対して、  
畜舎専用の衣服  
(大臣指定地域の場合) と靴を用意  
しないといけませんね。



畜舎では、その畜舎専用の長靴に履き替えよう。  
また、大臣指定地域では専用の衣服に着替える必要もあるんだ。  
ただし、畜舎間通路を通るなど、病原体の汚染リスクがない状態での移動では衣服や靴の交換は不要だよ。  
衛生管理区域内に立ち入るときは、同じように、衣服を着替える場所は、着脱前後の衣服や靴が接触しないよう、すのこ等で区域を分けて動線を区分しよう。





## 物品に関する事項

27

器具の定期的な清掃又は消毒等



飼養管理に使用する  
注射針、人工授精用器具などの  
体液が付着する道具は、定期的に  
清掃又は消毒を行う必要があるよ。

それと、豚房内で使用する注射針は

**少なくとも豚房ごとに、人工授精用  
器具その他の体液が付着する物品は**

**1頭ごとに交換又は消毒を実施**  
するようですね。

衛生管理区域内のものでも、  
不必要なものは畜舎に持ち込まない  
ようにしないといけないんですね。



28 畜舎外での病原体による汚染防止

27

器具の定期的な清掃又は消毒等・畜舎外での病原体による汚染防止

そうなんだよ。  
衛生管理区域内であっても病原体が  
存在している可能性があるから、  
不必要的物品は持ち込まないように  
しないといけないし、  
持ち込む必要がある場合は十分に  
消毒を実施する必要があるんだ。  
さらに、大臣指定地域では、  
畜舎間で家畜を移動させるときに、  
消毒済みのケージやリフトを  
使用するんだ。  
畜舎内に持ち込む重機や一輪車も、  
畜舎出入口付近で消毒するんだよ。

対策例・1

豚の移動時には屋根、壁から野生動物の  
侵入を防止できる畜舎間通路を設置するか  
洗浄、消毒済みケージ、リフト等を使用する。

対策例・2

畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、  
畜舎の出入口付近で洗浄、消毒をする。

「野ざらしの畜舎間通路や地面を直に  
歩かせての家畜の移動」、「移動用のケージ、  
リフト等を洗浄及び消毒せずに使用」などを  
してはいけません。



## 大臣指定地域における病原体侵入対策

